



山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

【トピック】

- 障害や障害のある人への配慮などをまとめた「やまなし心のバリアフリーガイドブック」を小学校3年生を対象として全県の小学校に配布しました。
- 障害者差別地域相談員の業務内容について改めて紹介します。また、令和元年度の障害者差別に関する相談事例を紹介します。

事務局：山梨県障害福祉課
〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
Tel 055-223-1460
Fax 055-223-1464
E-mail shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

山梨県では、5月14日に緊急事態宣言の実施区域から解除されたことを受けて、緊急事態措置を終了いたしました。しかし、散発的ではありますが、県内において新型コロナウイルスの感染が確認されていることや、感染の第2波の事例が国内外において確認されていることで、感染の拡大防止を図るため、県としての感染拡大防止対策を示し31日まで県民の皆さんに協力を要請しました。身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いなどの基本的な感染対策を徹底すること、人混み、密閉・密集・密接の「三つの密」のある場、休業等の協力を要請している施設への外出を自粛すること、やむを得ない事情がある場合を除き、旅行や帰省など、特定警戒都道府県及び特定都道府県への移動を自粛することです。休業等の協力を要請している事業者には、施設における感染拡大予防ガイドラインを作成し、それを適切に遵守することなどを要請しました。

全県の小学校3年生に、「やまなし心のバリアフリーガイドブック」を配布

山梨県では、山梨県障害者幸住条例（平成27年山梨県条例第50号）に基づき障害のある者とない者が相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことのできる共生社会の構築に向けた施策に取り組んでいます。その一つが「やまなし心のバリアフリーガイドブック」です。社会的障壁を除去し、障害者と障害者でない者の相互理解を促進するため、障害及び障害者に関する知識の普及啓発を推進することを目的として、本ガイドブックは作成されています。今般、ヘルプマークの説明を加えるなどの改訂も行いました。山梨県では、障害のある方への配慮等と合わせてヘルプマークへの理解を子どもたちに深めていただきたく、小学校3年生を対象として、「やまなし心のバリアフリーガイドブック」を県内の全小学校に配布させていただきました。総合的な学習の時間などで活用していただければと考えています。



ヘルプマーク；義足や内部障害、妊娠初期など、外見からはわからなくても、手助けや配慮が必要な人のためのマーク

県内の公立小中高校の多くは、5月24、25の両日、学校を再開しました。年度末から年度初めにかけて、およそ3カ月の休校となりました。通常の学校生活を早く取り戻すために、学校関係者や保護者、地域の皆さんが今、一生懸命取り組んでいます。夏休みの短縮や学校の諸活動の縮小、見直しなども検討されています。こうした時期に、時間をとり、「やまなし心のバリアフリーガイドブック」を活用していくことは難しいことだと思います。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大の中で、障害のある人もまた不自由な生活を強いられている話題が報道で取り上げられています。例えば、聴覚障害者の方にとすると、相手の話を理解する時には、相手の口の動きも理解のための手がかりにしており、感染防止のためのマスクの着用が障壁となっているとのことです。今は「マスクを外してください。」とはとても言える状況ではないそうです。また、ソーシャルディスタンス（社会的距離）の遵守も求められていますが、このソーシャルディスタンスが視覚障害者の方には障壁にもなるのだそうです。外出する際、ヘルパーさんが寄り添うことがこの時期には「密接」の形になってしまうのです。社会には、様々な配慮を必要とする人間がいることを知る、学ぶことはとても大切なことだと思います。（もちろん、大人もです。）



本ガイドブックでは、障害がある人のサポートに役立つ基礎知識やコミュニケーションのポイントなどを紹介しています。障害がある人は、周囲の理解や手助け、配慮があれば、障害のない人と同じように生活できることがたくさんあるのです。このガイドブックを役立てていただければと思います。

障害者差別地域相談員と障害者差別解消推進員

新型コロナウイルスの感染が拡大するにつれ、感染者や医療関係者、さらにはエッセンシャルワーカーなどに対しての中傷や差別、プライバシー侵害に関わる事例、事案が多数発生しています。識者からは、新型コロナウイルスや感染への不安や恐怖、感染防止のための行動の制限、自粛に対するストレスなどに対して、心の安定を図ろうとする人間の行動の一つであるとの指摘もあります。しかしながら、こうした事例や事案が続いてくことは、私たちや社会にとって決してプラスになりません。山梨県では5月20日、新型コロナウイルス感染者に対する中傷やプライバシー侵害などが生じているとして、甲府地方法務局などの関係機関と連絡会議を設置すると発表しました。個人がインターネット上で中傷などを受けたと申し出て、深刻な不利益がある場合、書き込みの削除要請や刑事告発などの対応が可能となります。

ネットワーク通信35号で、令和2年度は、全市町村から合計44人の障害者差別地域相談員のご推薦をいただき委嘱状を交付させていただいたことや、今年度の各市町村の配置体制の状況を紹介させていただきました。今号では地域相談員の業務内容を改めて紹介させていただきます。ご案内のとおり、**地域相談員の設置目的は、「障害のある人が障害を理由とする差別を受けた場合に、居住地に近い第三者に気軽に、気兼ねなく相談できるように、基本的に市町村ごとに設置し、障害者への差別解消を推進する」**ことです。コロナ禍の状況にあっても、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格を認め合い尊重し合いながら共に暮らす社会（共生社会）の実現を目指していきたいと考えます。今年度の地域相談員の名簿は、県のホームページに掲載しております。地域相談員の活用についても改めてお願いさせていただきます。なお、県に設置されています障害者差別解消推進員の業務内容についても紹介させていただきます。

障害者差別地域相談員の業務内容

- (1) 障害のある人及びその家族等から「障害を理由として差別を受けた。」「社会的障壁の除去が必要。」等の相談に応じ、相談者からの聞き取り等によって相談内容を把握する。
- (2) 相談事案における差別の状況等について、相手方及び関係者からの情報を得て状況確認を行う。
- (3) 相談内容に応じて、差別解消に向けた対応方法を判断し、対応を進める。
- (4) 相談内容に応じて、当該関係者（相談者、相手方）に対して、助言、情報提供その他必要な支援を行う。相談事案に係る関係者相互の調整を図るとともに、障害者差別解消推進員等との連絡調整にあたる。
- (5) 管下の住民、事業所等に対して、障害者差別解消に向けた法及び条例の趣旨、取組等について周知・啓発に努める。

障害者差別解消推進員の業務

- (1) 市町村で解決等が困難な相談事案に関して、地域相談員と協働・連携して関係者相互への情報提供、助言等により調整を図る。
- (2) 相談事案の解決に向け、紛争防止・解決機関へつなぎ、連携して対応を行うため、連絡調整を行う。障害者差別解消支援ネットワーク会議と連携を図り、情報共有を図る。関係機関等との連携において、相談事案に関する情報提供を行う。
- (3) 地域相談員からの相談事案、障害者差別解消支援ネットワーク会議及び、関係機関等から提供された事例情報等を整理し、地域相談員等に情報提供を行う。
- (4) 広報紙やホームページ等を活用して情報提供及び啓発活動を行う。県民、事業所、障害者団体、学校等からの研修会等への協力依頼に応じて、情報提供、啓発、指導助言等を行う。

令和元年度の障害を理由とする差別に関する相談事例を紹介します。



「差別的取扱い」の訴え

(分野・サービス) 飲食店の予約をしようと、電話をした際に、盲導犬のユーザーであることを伝えたところ、従業員より予約を拒否された。「他の客の迷惑になる」との理由であった。盲導犬についての説明をしたが、「ペット」と同じように判断されたようだ。店のオーナーにも話をしたが、理解してもらえず、予約は断念した。

⇒ 障害者差別解消推進員に相談が入り、地域相談員、市町村の担当者と連携して対応。市町村の担当者より店に指導を行った。

「合理的配慮の提供」の要望

(分野・行政) 姉が車イスを使用、妹は姉の車イスを支えるために同行している。二人で投票所に行った際、立会職員に姉の障害の状況を伝えたが、投票所内での行動について厳しく制限を受けた。さらに、記名する場所、記入場所、投票場所への移動についても何ら支援がなかった。姉は一人での移動ができないことで、結局、投票することができなかった。

⇒ 障害者差別解消推進員に相談が入り、市町村担当者と連携して対応。当該選挙管理委員会に情報提供し、事実確認を行う。投票所における合理的配慮の提供等に関し、職員への理解を促進し対応改善を依頼。次の選挙の際には、職員が姉妹に謝罪。車イスの移動についても支援を行った。



地域相談員の名簿は、県のホームページでご覧いただくことができます。皆さんの市町村の相談員の方々をご確認ください。アクセス方法は次のとおりです。

[県HP]→[医療・健康・福祉]→[相談窓口]→[障害者]

文責：村松誠 ・ 小林俊彦（県障害者差別解消推進員）